

# とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業実施要領

制定 平成29年4月3日経流第7号  
最終改正 令和6（2024）年4月1日経流第4号

## 第1 目的

本県農業を取り巻く情勢は日々変化しており、全国的に人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の食市場の更なる縮小等が予測される。

このような中、本県農業の更なる振興を図るためには、国内のみならず世界の食料需給動向等を踏まえて、県産農産物の輸出を拡大する必要がある。

そこで、本事業では、県産農産物の輸出拡大を通じて、成長産業として持続的に発展する農業の確立を目的に、農業団体等の積極的な農産物輸出の取組を支援する。

## 第2 事業内容及び実施主体

本事業を構成する事業の区分は以下のとおりとし、具体的な事業内容及び事業実施主体は、別表1のとおりとする。

- 1 認定農林水産物・食品輸出促進団体（以下「品目団体」という。）への参画  
国が認定する品目団体への加入及び、当該品目に係る輸出先国・地域の情勢把握、販路拡大のためのプロモーション活動等。
- 2 ブランド保護対策の実施  
輸出先国（地域）における県産農産物のブランド保護のための、商標権の取得等、知的財産に係る適切な対策。
- 3 産地における輸出促進の取組
  - （1）マーケットイン型の輸出の取組
  - （2）産地の輸出課題を解決するための取組
  - （3）いちご・なし等の輸入規制対応のための取組
  - （4）シンガポール向け牛肉のブランド力強化のための取組

## 第3 事業の実施

- 1 事業実施計画の承認
  - （1）事業実施主体が第2の1の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（1））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申請し、その承認を受けるものとする。
  - （2）事業実施主体が第2の2の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（2））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申請し、その承認を受けるものとする。
  - （3）事業実施主体が第2の3の事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別記様式第1号-（3））を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（2））により事業実施主体の所在地を所管する農業振興事務所に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、県内全域を事業区域とする事業実施主体は、事業実施計画書（別記様式第1-（3）号）を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第2号-（1））により知事に申

請し、その承認を受けるものとする。

また、目標年度は取組年度の翌々年度とする。

- (4) 申請書の提出を受けた知事又は農業振興事務所長は、事業実施計画の内容を確認し、達成が見込まれると認められる場合に当該事業実施計画を承認する。

なお、当該事業計画を承認した農業振興事務所長は、申請書の写しを速やかに農政部長あて1部提出するものとする。

## 2 実施計画の変更

次に掲げる事項の変更は、事業実施計画変更承認申請書（別記様式第3号—（1）及び別記様式第3号—（2））により、上記1に準じて行う。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業費の30%を超える増又は県補助金の増
- (4) 事業費又は県補助金の30%を超える減

## 3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他に委託して実施することができる。

## 第4 事業実施状況の報告

- 1 第2の1及び2の事業を実施する事業実施主体は、実施状況報告書（別記様式第4号—（1））により、知事へ報告する。

- 2 第2の3の事業を実施する事業実施主体は、事業の完了年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、事業実施状況報告書（別記様式第1号—（3））を作成し、別記様式第4号—（1）及び別記様式第4号—（2）により、第3の1で申請した知事又は農業振興事務所長へ5月末までに報告するものとする。

なお、事業実施状況の報告を受けた農業振興事務所長は、事業実施状況報告書の写しを速やかに農政部長あて1部提出するものとする。

## 第5 推進指導

県は、事業実施主体に対し、事業の適正な実施に必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第6 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は別表2に掲げるとおりとする。
- 2 県は、この事業に必要な経費に対し予算の範囲内において、とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費補助金交付要領に定めるところにより助成するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成29年度から適用する。

この要領は、平成32年度限り、その効力を失う。

### 附 則

この要領は、令和2（2020）年4月1日から適用する。

第2の1、2及び3（1）は令和2（2020）年度限り、その効力を失う。

第2の3（2）及び（3）は令和4（2022）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和3（2021）年4月1日経流第15号）

この要領は、令和3（2021）年4月1日から適用する。

第2の1及び2は令和3（2021）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和4（2022）年3月23日経流第527号）

この要領は、令和4（2022）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）及び（4）は令和4（2022）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）、（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和5（2023）年4月1日経流第64号）

この要領は、令和5（2023）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）及び（4）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）（2）及び（5）は令和5（2023）年度限り、その効力を失う。

附 則（令和6（2024）年4月1日経流第4号）

この要領は、令和6（2024）年4月1日から適用する。

第2の1、2、3（3）は令和7（2025）年度限り、その効力を失う。

第2の3（1）、（2）は令和8（2026）年度限り、その効力を失う。

第2の3（4）は令和6（2024）年度限り、その効力を失う。